

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和7年12月5日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和7年度第9回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年12月5日(金) 午後1時30分から午後2時40分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 2階 応援活動拠点室①②

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)に係る意見決定について
- (4) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(機構・受け手間契約)に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告(所有者・機構間売買)に係る意見決定について
- (6) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
7番 山田 裕子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鍋島 信男	2番 緒方 賢悟	3番 梅原 眞一
4番 西本 穂積	5番 鎌田 博昭	6番 秋吉 祐治
7番 中村 正徳	8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 村上 学

事務局職員 齊藤 達也

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところでもあります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：久保田字役給203番1

地目：田

面積：260㎡

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を令和7年11月27日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、前方スクリーンをご覧ください。

-説明-

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町在住の個人で、特定の仕事はしていませんが、今回の申請地を各種野菜を生産する家庭菜園としての利用で管理をしている者です。取得後は各種野菜を作付けする計画で、家庭菜園としての農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、各種野菜の作付けをしながら農地を管理されることから取得後年間60日程度の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、今回の申請地は地域計画の対象外の農地となっております。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われれます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の

確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。
以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議 長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆3番推進委員 議案第1号の番号1について3番推進委員が報告します。
申請者は本町在住の個人で、現在既に今回の申請地を家庭菜園として管理されています。現在の所有者は譲受人の■にあたりますが、高齢であることと、県外にお住まいであることから農地の管理が難しく、現に管理をされている譲受人に所有権を譲りたいと思われたことから今回の申請に至ったと聞いております。
管理用の農業用機械も備えておられ、今後の農地管理も適切にされると思われま
すので、ご審議の程よろしくをお願いします。

◎議 長 ありがとうございます。
ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。
何かありませんか。

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に関連がありますので、議案第1号番号2及び番号3を一括して議題としま
す。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 それでは、議案書の2ページから4ページをご覧ください。
議案第1号番号2及び番号3を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：久保田字中原3013番 外31筆
地目：田、畑
面積：計35,534㎡

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましても、現地調査を令和7年11月27日に現地調査を実施し
ています。

詳細につきましては、前方スクリーンをご覧ください。

-説明-

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町在住の個人で認定農業者と同一経営で農業を営む者です。取得後は乳牛用の飼料を作付けする計画で、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、認定農業者と同一経営で農地を管理されることから取得後年間300日程度の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、今回の申請農地は譲受人が農業を担う者となるよう変更が必要になります。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番推進委員 議案第1号の番号2及び番号3について4番推進委員が報告します。
申請者は本町在住の個人で、認定農業者である譲渡人の■にあたります。認定農業者として酪農での経営を行っており、今回の申請農地では乳牛用の飼料を作付けする計画です。
申請人は会社員として働きながら農業を手伝っていましたが、退職を機に本格的に就農し、就農に合わせて農地の取得を行うものです。
農業用機械も備えておられ、今後の農地管理も適切にされると思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

◎議長 ありがとうございます。
ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めまます。
何かありませんか。

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2及び番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求

めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号2及び番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号番号4を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第1号番号4を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字下八町2085番1 外10筆

地目：田、畑

面積：計9,086㎡

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましても、現地調査を令和7年11月27日に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、前方スクリーンをご覧ください。

-説明-

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は本町在住の個人で認定農業者です。取得後は主に人参を作付けする計画で、農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、認定農業者として農地を管理されることから取得後年間250日程度の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、今回の申請農地は譲受人が農業を担う者として位置づけられておりますので、変更は不要です。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、

周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆9番推進委員 議案第1号の番号4について9番推進委員が報告します。
申請者は本町在住の個人で、認定農業者です。主に人参の作付けを行っており、既に申請人の■も就農するなど、地域の担い手の中心として農業経営を行っており、今回の申請農地でも人参を作付けする計画です。
譲渡人が高齢となってきたことから、速やかな所有権移転のために今回の贈与により農地の取得を行うものです。
農業用機械も備えておられ、今後の農地管理も適切にされると思われますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

◎議長 ありがとうございます。
ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求めます。
何かありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号4の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって議案第1号番号4は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書5ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：久保田字柳尾1715番2
地目：田
転用面積：440㎡

転用目的は、専用住宅（個人住宅）の整備です。

この議案につきましても、現地調査を11月27日に実施しております。
詳細につきましては、スクリーンをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について

農地区分は10ha以上の拡がりがない生産性の低い農地で第二種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は第二種農地であり、今回は住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、代替性の検討なしで転用可能となるため、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番推進委員 議案第2号の番号1について4番推進委員が説明します。

申請者は大津町に在住の個人で、共有名義での申請をされています。

子育てのために家が手狭になってきたことで、譲受人の親族を通して住宅用地を探していたところ、農地の売買意向を有する地権者との意向が合致したことから本申請地で個人住宅を建設する運びとなったと聞いております。

現地調査の際に、北側に残る農地についても適切に管理するよう要請をしておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

◆2番推進委員 譲渡人と譲受人は親族関係か。

■事務局 親族関係ではありません。

◆4番委員 申請地北側の土地はどのような利用になるのか。

■事務局 今回の転用対象にはなっていないため、農地として適切に管理してもらうよう地

権者にお願いしています。

◎議長 他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より、令和7年11月28日付けで、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。

議案書の6ページから11ページをご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社(農地中間管理機構)となっており、案件は11件です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告について(機構・受けて間契約)を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より、同じく令和7年11月28日付けで、農用地利用集積等促進計画の受け手の変更について意見決定を求められています。

議案書の12ページから15ページをご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、今回は受け手の変更のみを行うもので、案件は12件です。

変更内容については、担当から説明します。

～説明～

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農用地利用集積等促進計画（機構・受けて間契約）について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約）を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

熊本県農業公社より、農用地利用集積等促進計画の機構を介した農地の売買について意見決定を求められています。

議案書の16ページをご覧ください。

議案書のとおり譲渡人から熊本県農業公社（農地中間管理機構）が農地を購入する内容となっており、熊本県農業公社への所有権移転登記終了後に、最終的な農地取得者に公社から売却されるものです。

詳細については、担当から説明します。

～説明～

以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農用地利用集積等促進計画（所有者・機構間契約）について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書の17ページをお願いします。「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。場所等はスクリーンをご覧ください。「説明」以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

（午後2時40分終了）

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年12月5日

会長

議事録署名人

議事録署名人